

【表紙】

| | |
|---------------------|----------------------------------|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書の訂正届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成29年12月19日 |
| 【会社名】 | 株式会社ブイキューブ |
| 【英訳名】 | V-cube, Inc. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 間下 直晃 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都目黒区上目黒二丁目1番1号 |
| 【電話番号】 | 03-5768-3111(代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役CFO 大川 成儀 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都目黒区上目黒二丁目1番1号 |
| 【電話番号】 | 03-5768-3111(代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役CFO 大川 成儀 |
| 【届出の対象とした募集有価証券の種類】 | 株式 |
| 【届出の対象とした募集金額】 | その他の者に対する割当 1,499,951,000円 |
| 【安定操作に関する事項】 | 該当事項なし |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成29年12月12日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、平成29年12月19日に臨時報告書を関東財務局長に提出したことに伴い、当該臨時報告書を参照情報に追加するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

- 第三部 参照情報
- 第1 参照書類
- 第2 参照書類の補完情報

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照ください。

（訂正前）

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第17期（自平成28年1月1日 至平成28年12月31日）平成29年3月29日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

- (1) 事業年度 第18期第1四半期（自平成29年1月1日 至平成29年3月31日）平成29年5月12日関東財務局長に提出
- (2) 事業年度 第18期第2四半期（自平成29年4月1日 至平成29年6月30日）平成29年8月10日関東財務局長に提出
- (3) 事業年度 第18期第3四半期（自平成29年7月1日 至平成29年9月30日）平成29年11月14日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日（平成29年12月12日）までに、

- (1) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成29年3月31日に関東財務局長に提出
- (2) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づく臨時報告書を平成29年8月10日に関東財務局長に提出
- (3) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づく臨時報告書を平成29年11月14日に関東財務局長に提出
- (4) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び同第19条第2項第7号の3の規定に基づく臨時報告書を平成29年11月24日に関東財務局長に提出

4【訂正報告書】

金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づく訂正報告書（上記3(3)の臨時報告書の訂正報告書）を平成29年11月15日に関東財務局長に提出

(訂正後)

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第17期(自平成28年1月1日 至平成28年12月31日)平成29年3月29日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

- (1) 事業年度 第18期第1四半期(自平成29年1月1日 至平成29年3月31日)平成29年5月12日関東財務局長に提出
- (2) 事業年度 第18期第2四半期(自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)平成29年8月10日関東財務局長に提出
- (3) 事業年度 第18期第3四半期(自平成29年7月1日 至平成29年9月30日)平成29年11月14日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成29年12月19日)までに、

- (1) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成29年3月31日に関東財務局長に提出
- (2) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づく臨時報告書を平成29年8月10日に関東財務局長に提出
- (3) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づく臨時報告書を平成29年11月14日に関東財務局長に提出
- (4) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び同第19条第2項第7号の3の規定に基づく臨時報告書を平成29年11月24日に関東財務局長に提出
- (5) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書を平成29年12月19日に関東財務局長に提出
- (6) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を平成29年12月19日に関東財務局長に提出

4【訂正報告書】

金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づく訂正報告書(上記3(3)の臨時報告書の訂正報告書)を平成29年11月15日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

(訂正前)

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本届出書提出日(平成29年12月12日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本届出書提出日(平成29年12月12日)現在において変更の必要はないと判断しております。

(訂正後)

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成29年12月19日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成29年12月19日)現在において変更の必要はないと判断しております。